

嬉野市庁舎整備事業発注者支援業務公募型プロポーザルに係る質問に対する回答

No.	該当箇所	質問事項	回答
1	実施要項P2第3募集要領 1 選定方針	「選定委員会」の構成（委員の所属・専門性等）について可能な範囲でご教示願います。	庁内委員（副市長、部長2名、課長、副課長）での構成です。
2	実施要項P8（6）見積書ア 見積金額	「③設計者選定支援業務（R5.9～R5.10）」と期間が想定されておりますが、業務概要の業務期間はR5.07.31までとなっております。期間に齟齬があると思われますので、③の想定期間を（R5.5～R5.7）に読み替えてよろしいでしょうか。ご見解をお示しください。	契約期間は、「実施要項P8（6）見積書ア 見積金額 ③設計者選定支援業務（R5.9～R5.10）」のとおり、契約締結日から令和5年10月31日までが「正」となります。
3	実施要項P8 7プレゼンテーションおよびヒアリングの実施	「イプレゼンテーション等の日程（時刻）や場所等については、別途、メール及び書面で通知する。」とありますが、通知はいつ頃を予定されていますか。	実施要項P2「2 スケジュール（予定）⑩プレゼンテーション参加要請書の送付」のとおり、令和4年7月15日（金）頃を予定しています。
4	同上	上記の通知内容に関する質問対応は予定されていますか。（例：プレゼン設備のスペック等の問い合わせ等）	特に予定していませんが、プロジェクターのスペック等、プレゼンテーションを実施するに当たり、事前に確認が必要な内容は、問い合わせをいただいで構いません。
5	委託仕様書別紙_事業関与者役割分担表	【1】基本計画策定支援者・設計者発注段階_1. 設計者・施工者選定_①上限提案価格の確認において、【発注者】の役割分担として『算定』、【CM】の役割分担として『助言・作成』と規定されています。「算定」と「作成」の違いをご教示ください。	【発注者】の役割分担の「算定」とは「上限提案価格の決定」を想定しています。【CM】の役割分担の「作成」とは、「上限提案価格を算定するための資料収集・作成」を想定しています。
6	実施公告 1 募集の趣旨	本業務完了後の発注者支援業務は継続業務として随意契約される可能性はありますでしょうか。	現時点では、発注者支援業務を継続して実施するかを含めて未定です。
7	嬉野市庁舎整備基本構想 P25	『函 新庁舎建設候補地』に記載されている候補地B内の嬉野市公会堂をはじめとする既に解体されている建屋の再建計画の有無、および再建される場合、新市庁舎と同様にB敷地での再建となるのかご教示ください。	現時点では、嬉野市公会堂等の再建計画はありません。
8	嬉野市庁舎整備基本構想 P25	同じく候補地Bにおいて、新庁舎建設により移転、現存する旧消防署建屋の解体スケジュールをご教示ください。建屋の利用（市役所機能の一時移転場所や現場事務所等への転用）の可能性はありますか。	旧消防署については、市所有の施設ではありませんが、解体工事が開始しており、令和4年10月頃までに解体される予定です。このため、建屋の利用の可能性はありません。
9	プロポーザル実施要項 第2 1（4）	業務期間が変更となった際には、その業務内容等について協議をさせていただけると考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	プロポーザル実施要項 第3 3（6）	令和3・4年度嬉野市入札参加資格を有している事が確認できる「受領証」の提出が必要とと考えて宜しいでしょうか。	「入札参加資格を有していること」についての確認は市が行いますので、受領証の提出は必要ありません。
11	プロポーザル実施要項 第4 7（1）ウ	プレゼンテーションの説明に際して、技術提案書及び技術提案の切り出し表示や赤枠囲み等の協調表示といった記載内容の変更を伴わない表示加工はご了承いただけると考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	プロポーザル実施要項 第4 7（2）ア	ヒアリングに審査をされる選定委員の方の情報（有識者、嬉野市職員など）のご開示をお願いできますでしょうか。	「No.1」を参照ください。
13	プロポーザル実施要項 第5 2①	「業務提案書等を公表することがある。」と記載されておりますが、企業特有の技術情報やマネジメント手法などの開示は協議をさせていただき、非表示など開示の制限が可能とと考えて宜しいでしょうか。	嬉野市情報公開条例の規定によりますが、場合によっては意見の聴取等を行い、内容によっては非公開とする場合があります。